

佐賀県規則第 32 号

佐賀県立図書館協議会条例施行規則

(会議)

第 1 条 佐賀県立図書館協議会 (以下「協議会」という。) の会議は、必要に応じて招集する。

(会議の招集)

第 2 条 会議の招集は、図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 13 条第 1 項の館長が行う。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 協議会は、委員の中から委員長及び副委員長 1 人を選挙しなければならない。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。